

【基本料金】

地域区分:6級地(10.42)

区分	1回あたりの所要時間	基本単位数	特定事業所加算	合計単位数	利用者負担額(円)		
					1割	2割	3割
身体介護	20分未満(頻回の訪問を除く。)	163単位	+10%	179 単位	187	373	560
	20分以上30分未満	244単位		268 単位	280	559	838
	30分以上1時間未満	387単位		426 単位	444	888	1332
	1時間以上	567単位に30分を増すごとに 82単位を加算		624単位に30分を増すごとに 90単位を加算	651	1301	1951
30分を増すごとに							
94					188	282	
身体介護に引き続き生活援助を行った場合(身体介護の所要時間が20分以上の場合に限る。)	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに 65単位を加算(195単位を限度)	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに 72単位を加算(215単位を限度)		75	150	225	
				215単位			
生活援助	20分以上45分未満	179単位		197 単位	206	411	616
	45分以上	220単位		242 単位	253	505	757

※上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

※上記単位数に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。

※やむを得ない事情で、且つお客様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)

上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

【加算料金】

加算の種類	基本単位数
初回加算	200 単位/月
緊急時訪問介護加算	100 単位/回
生活機能向上連携加算(I)	100単位/月 (3月限度)
介護職員処遇改善加算 I	<p>上記基本料金及び加算料金に介護職員処遇改善加算 I が加算されます。</p> <p>介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×サービス別加算率(24.5%) <1単位未満の端数四捨五入>×1単位の単価(10.42)<切捨て></p> <p>介護職員処遇改善加算の利用者負担額(1割)は、上記額-(上記額×0.9(円未満切捨て))</p> <p>介護職員処遇改善加算の利用者負担額(2割)は、上記額-(上記額×0.8(円未満切捨て))</p> <p>介護職員処遇改善加算の利用者負担額(3割)は、上記額-(上記額×0.7(円未満切捨て))</p>

※初回加算、緊急時訪問介護加算、生活機能向上連携加算は該当月に適用します。